



◆◆◆◆◆ お願い ◆◆◆◆◆

犬を飼うときは、生涯1回登録が必要になりますので役場で手続きをお願いします。

※犬が死亡したり飼い主の変更や引っ越しの際にも登録変更が必要となります。

- ▶ 狂犬病は発症すると人、犬ともに100%死に至る大変恐ろしい病気です。年1回狂犬病予防注射を受けるのは飼主の義務ですので、必ず実施するようお願いいたします。
- ▶ 散歩時にはスコップ、ビニール袋を所持しフンの始末をお願いします。
- ▶ 日中、夜間を問わず放し飼いはしないでください。



■お問い合わせ先  
 広野町役場福祉環境グループ  
 ☎ 27 - 2115

## 福祉環境グループ

### ●手話通訳者派遣事業の実施について

町では、社会参加活動などの際に、必要とする方へ手話通訳者を派遣いたします。  
 利用に当たっては、申請が必要となります。

■お問い合わせ先  
 広野町役場福祉環境グループ  
 ☎ 27 1 2 1 1 5

### ●障がい者出張相談会の開催について

開催日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月19日(木)</li> <li>● 7月1日(火)</li> <li>● 7月17日(木)</li> </ul>
時間	午前10時から午後3時まで
場所	保健センター
相談に当たる機関	結いの里(檜葉町)
利用料	無料

障がいを持った方の困り事悩み事など

## 富岡消防署

### セルフスタンドで給油する際の注意点

### 危険物安全週間 6月8日~14日

安全へ 確かなスマッシュ 保守点検  
 平成20年度危険物安全週間推進標語

ガソリンや軽油は消防法により「危険物」と定められています。原油価格の高騰で、ガソリンへの関心が高まり、少しでも安い燃料にしようと皆さんも、1度はセルフスタンドで給油したことがあるのではないのでしょうか。全国のセルフスタンドの数が6000店を超え、手軽で身近なものになりましたが、ガソリンはそのままで直ぐに着火しますし、軽油や灯油も衣服等に染みこめば容易に火が着く危険なものです。

- 1 車のエンジンをかけたまま給油しない。**  
 ガソリンは-40℃でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する大変危険な物質です。当然、スタンド内での喫煙は厳禁です。
- 2 給油前に静電気をしっかり除去する。**  
 静電気の電圧は、数千ボルトに及ぶと言われています。給油ホースの脇に貼ってある「静電気除去シート」に触れることにより、体から静電気を安全に放電させることが出来ます。
- 3 給油ノズルを給油口の奥まで差し込み、注ぎ足しをしない。**  
 ガソリンは気温が-40度でも爆発生の混合気を形成するので、ふきこぼれには特に注意が必要です。
- 4 利用客が自らガソリンを容器に入れることは出来ません。**  
 ガソリンを容器で購入したい場合は、スタンドの従業員が給油を行うフルサービス方式のスタンドで購入してください。また、容器についても消防法に適合したものを使用してください。

## 住宅用火災警報器

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんの家族を火災から守るために早期設置に努めてください。また、不適正な訪問販売に注意してください。



平成23年5月31日まで 残り1,094日 (平成20年6月1日現在)

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 檜葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119

## 町民保健グループ

### ● 特定健康診査・特定保健指導について

一昨年の医療制度関連法案の改正に伴い、国民の健康診査事業については、平成20年4月からは全国一斉に※各医療保険者が実施する健康診査（特定健康診査・特定保健指導）で対応することになりました。また、検診内容は、疾病の予防を目的としたものとなり、特に※メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・解消に着目した健康診査を行うこととなります。

※医療保険者  
市町村国民健康保険、国民健康保険組合、政府管掌保険組合、共済組合 など

※メタボリックシンドローム  
（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪の蓄積を始めとして、高血糖・高血圧・脂質異常等が複数合併した状態をいいます。この状態になると個々の異常が軽度であっても、動脈硬化や脳卒中などの病気になる可能性が大幅に増えると言われています。

### ■ 健康診査実施主体は各医療保険者です。

☆40歳から74歳の医療保険加入者（被扶養者含む）は、加入している

医療保険者が指定する健診機関で、特定健康診査・特定保健指導を受けることとなります。

今までの健診は、広野町の住民であれば医療保険者を問わず住民健康診査を受診することが可能でありましたが、今年度を実施する健診は、町が広野町国民健康保険の保険者となつてのことから、国保以外の医療保険に加入している方は、原則として受診することができなくなりました。ただし、国保以外であっても、各保険者が発行する※受診券及び健康保険証の提示があれば受診することは可能ですので、町が実施する健康診査での受診を希望される方は、加入保険者に早期にお問い合わせのうえ、受診券の受領手続きを行って下さい。

※受診券

保険者が加入被保険者の請求に基づき発行します。

### ■ 特定健康診査の検査項目

☆基本項目（必須項目）と詳細項目（医師が必要と認めた方が受診する）となります。

● 基本項目——※身体測定、尿検査、血液検査

● 詳細項目——眼底検査、心電図

但し、上記の条件を満たす方のうち町の健康診査で受診される方は、基本項目に加え、詳細項目も

受診（無料）することができます。※身体測定については、特に腹囲測定を重視することとなります。

・ 男性85cm以上、女性90cm以上で特定保健指導の対象となる可能性が  
あります。

### ■ 特定保健指導とは

☆特定健診において、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された人は、医師・保健師・管理栄養士の指導のもと特定保健指導を受け、将来の生活習慣病（糖尿病・高血圧・脳血管疾患等）の予防に努めることとなります。

### ■ 特定健康診査以外の検診について

☆町では、住民検診以外にがん検診（胃、大腸等）を実施しております。この検診は、町民であればどなたでも※受診することが可能です。※社会保険等に加入しており、会社が実施する事業主健康診査を受診しているが、検査項目にがん検診が含まれていない方など。

☆平成20年4月1日から始まった長

### ■ 長寿医療被保険者（後期高齢者医療被保険者）の特定健康診査について

☆平成20年4月1日から始まった長寿医療被保険者の方（75歳以上）は、被保険者証を提示すれば、特定健康診査を受診することが出来

ます。なお、受診券の発行については、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合が検討している段階で不明でありますので、決定次第、広報「ひろの」等でお知らせいたします。

### ■ 40歳未満等の方の健康診査について

☆40歳未満の方及び生活保護者の健康診査については、従来どおり町が健診を実施します。但し、40歳未満の方は、有料となります。

### ■ 特定健康診査の対象外になる方

☆妊産婦や長期入院者等の方は、特定健康診査・特定保健指導の対象外となります。

### ■ 今年度の健康診査日程

☆今年度の健診日は、7月30日(水)から8月4日(月)まで6日間実施します。（土日も実施）

以上が今年度における健康診査事業の概要ですが、昨年度と受診形態が大きく変わりますので、加入保険者と十分調整を図られるようお願いいたします。

### ■ お問い合わせ先

広野町役場町民保健グループ  
☎ 27-2113